

～11月は「ねんきん月間」です～

# 国民年金きほんのき

国民年金は、老後の経済的支えになるだけでなく、万が一、病気やケガで障害が残ったときや、一家の働き手が亡くなった時など、あなたやあなたの家族を守る保険としての役割もあります。加入の届出漏れや保険料の納め忘れがあると、年金が受けられないこともありますので、「あのときに・・・」と後悔する前に、国民年金に加入しましょう。今月は老齢基礎年金と障害基礎年金についてお知らせしますので参考にしてください。

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入することが義務づけられています。国民年金の加入者のことを「被保険者」といい、保険料の納め方により次の3つの種類に分かれます。

## 「第1号被保険者」



自営業者などとその被扶養配偶者・学生など（加入時は市役所での手続きが必要で、保険料は自分で納付します）

## 「第2号被保険者」



会社員・公務員など（加入の手続きは勤務先が行い、保険料は給料などから差し引かれていますので、国民年金保険料を別に納める必要はありません）

## 「第3号被保険者」



第2号被保険者に扶養されている配偶者（加入の手続きは、配偶者の勤務先で行い、保険料は配偶者の加入している年金制度が負担します）

## 「知っておきたい基礎知識」

### 老齢基礎年金を

受けるためには…

最低25年以上の受給資格期間が必要で、受給資格期間には次のような期間が含まれます。

- ① 国民年金の保険料を納めた期間
- ② 第2号被保険者期間
- ③ 第3号被保険者期間
- ④ 保険料の免除期間や若年者納付猶予期間、学生納付特例期間
- ⑤ 加入が任意だったため加入しなかった期間（カラ期間）

※一部免除の承認を受けた月

でも、残額の保険料を納めない月は未納期間となります。

### 受給資格期間が

足りない時は…

60歳に達した時の納付期間などの合計が、25年（300月）に満たない場合には次のような制度があります。

### △高齡任意加入▽

60歳から65歳まで任意加入して、年金受給権を取得することができます。

なお、それでも受給権を得ることができない人は、65歳から70歳までの間、特例で任意加入することができます。（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた人がこの特例の対象となります）

任意加入は、実際に申し込みにした月から納付することができます。ただし、免除は受けられないのでご注意ください。

### 年金額を増やすには…

年金の額を増やすには、次の制度があります。

### △付加年金▽

国民年金の第1号被保険者で、毎月の国民年金保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めることで、将来、老齢基礎年金と併せて付加年金を受給することができます。付加年金の受給金額は、付加年金を納めた月数×200円ですので、給付率が高いたいへんお得です。

## 年末調整や確定申告には「社会保険料控除証明書」が必要です

9月30日までに国民年金保険料の納付をした人には、日本年金機構から「社会保険料控除証明書」が11月中旬に送付されます。また、10月1日以降にはじめて納付した人には来年2月初旬に送付されます。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのお問い合わせは、

### 控除証明専用ダイヤル

☎0570-070-117

（IP電話の場合は）

☎03-6700-1130

※平成24年3月15日(休)までの月～金曜日（祝・年末年始を除く）、午前9時から午後5時まで

## 支給時期は選択できる!! 繰り上げ支給と繰り下げ支給

老齢基礎年金の支給開始年齢は原則として65歳です。

支給資格がある人が、65歳になる前に請求すれば、その時の年齢に応じて減額された年金を受け取ることもできます。これを、「繰り上げ支給」といいます。ただし、次の点に注意して請求は慎重に行ってください。

- ① 年金額は請求時期に応じて減額され、支給率は生涯変わりません。
  - ② 請求した翌月分からの支給となります。(遡って支給されません)
  - ③ 65歳までは遺族厚生年金と同時に受けられません。
  - ④ 請求後、障害の状態になっても障害基礎年金は受けられません。
  - ⑤ 請求後、夫が死亡しても、寡婦年金は受けられません。
  - ⑥ 請求後、支給する前に死亡しても遺族が寡婦年金や死亡一時金などの給付を受けることはできません。
  - ⑦ 繰上げ請求をした後に、請求の取り消し、変更はできません。
- また、66歳以降に請求する、

「繰り下げ支給」もあります。これは、請求時の年齢に応じて増額された年金を受けとることが出来るものです。

### 障害基礎年金とは

障害基礎年金は、国民年金加入中の病気やけがで日常生活に著しい障害が残った場合に支給される年金です。

### 障害年金を受ける条件

障害基礎年金は次の3つの条件がそろえば支給されます。

- ① 障害の原因となった病気やけがの初診日において、国民年金の被保険者であるとき、又は国民年金の被保険者であった人が日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であるとき。(老齢基礎年金を繰り上げ請求した場合や、請求後、障害の状態になっても障害基礎年金は受けられません。)
- ② 障害の程度が障害認定日(初診日から1年6ヶ月を経過した日)において、国民年金法施行令別表に定める程度(一級・二級)であること。
- ③ 初診日の属する月の前々々までの被保険者期間のうち、

保険料納付期間と保険料免除期間等を合算した期間が3分の2以上であること。又は初診日の属する月の前々々までの1年間に保険料の滞納がないこと。

### 事後重症制度

障害認定日において、障害の程度が軽く、障害基礎年金が支給される障害の程度に該当しない場合でも、その後障害が重くなり、65歳に達する前に1級又は2級の障害の程度に該当した場合は、65歳に達する日の前日までに請求があれば、障害基礎年金が支給されます。

### 20歳前の傷病による障害基礎年金

20歳前(国民年金の被保険者になる前)に初診日がある場合には、20歳になったとき(障害認定日が20歳以後のときは障害認定日)に障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態になっていれば障害基礎年金が支給されます。ただし、受給者本人の前年の所得により、全額又は半額の支給停止になる場合があります。

### 障害基礎年金の額(23年度)

1級	986、1000円
2級	788、900円

### 裁定請求の手続きは...

障害基礎年金の裁定請求書の提出先は、市役所1階の市民課年金係です。ただし、初診日が第3号被保険者(配偶者の扶養)期間中にある場合は、年金事務所に提出します。

裁定請求に必要な書類は次のとおりです。

- ① 年金手帳又は基礎年金番号通知書
  - ② 医師の診断書
  - ③ 病歴・就労申立書
  - ④ 受給状況等証明書
  - ⑤ 所得証明書(20歳以前に初診日がある場合)
  - ⑥ 生計を維持している子があるときは、そのことを明らかにできる書類
  - ⑦ 1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子があるときは、診断書
  - ⑧ その他
- ・ 共済加入期間がある人は、年金加入期間確認通知書  
・ 療育手帳、身体障害者手帳などを持っている人はその写し

### お気軽にお問い合わせを!

わからないことがあったら、気軽に下記までお問い合わせください。

- ★市民課年金係 ☎ 1114
- ★市民福祉課市民係 ☎ 1331 (内線333)
- ★熊谷年金事務所 ☎ 048-522-5158

### 保険料の納付案内を委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料の納付のご案内について民間委託を実施しています。

過去2年以内の国民年金加入期間のうち、保険料納付の確認ができない期間がある場合、左記の委託事業者より電話・文書等により納付のご案内をさせていただく場合があります。

◎委託業者名(平成23年11月現在)

(株)アイヴィジット ☎ 0120-335-250